

麻薬の年間報告及び麻薬取扱者免許申請について (麻薬施用者、麻薬管理者)

麻薬年間報告

1 報告義務者

令和 8 年 9 月 30 日現在、麻薬管理者等(麻薬管理者がいない施設にあつては、麻薬施用者)の免許を有する者。又は、令和 7 年 10 月 1 日以降に麻薬業務を廃止した麻薬管理者等。

2 報告に必要なもの

- ・麻薬年間報告書 2 部
- ・麻薬帳簿・麻薬譲渡証

(年間報告書と突合するために使用します。)

- ・印鑑(その場で報告書を訂正する場合に使用します。)

※記載上の注意

- ① 報告対象期間は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの期間。
- ② 「期初在庫数量」は、昨年報告の「期末在庫数量」と一致すること。
- ③ 「受入数量」・「払出数量」は、麻薬帳簿、麻薬譲渡証及び令和 8 年 9 月 30 日現在の所有数量を確認のうえ記入してください。
- ④ 購入なし等で在庫実績がない場合も、「なし」と記入し、必ず報告してください。
- ⑤ 「麻薬免許番号」は、麻薬免許証を確認のうえ記入してください。
- ⑥ 「名称」は、施設の正式名称(許可・届出時の名称)を記入してください。
- ⑦ 「氏名」は、麻薬管理者等(報告義務者)の氏名を記入すること。
- ⑧ 麻薬廃棄届に基づいて麻薬を廃棄した場合は、「備考」に廃棄届出年月日、廃棄年月日を記入してください。
- ⑨ 麻薬の品名欄には含有量、容量まで記載してください。
例) 塩酸モルヒネ注には 10mg、50mg 等の含有量の異なる製品があります。

麻薬免許（継続）申請

1 免許継続申請該当者

麻薬免許番号は、24 ではじまる 6 桁の数字となっています。

継続申請を行わないと、令和 8 年 12 月 31 日で免許の期限が切れます。無免許での麻薬の取扱いは、罰則の対象です。

2 申請に必要なもの

- ・麻薬免許申請書 2 部
- ・診断書 2 部（診断日から 1 か月以内のもの。1 部は写しで可）
- ・申請手数料 3,900 円（佐賀県収入証紙）

※記載上の注意

① 「麻薬業務所の名称」は、施設の正式名称（許可・届出時の名称）を記入してください。

② 「従たる施設の名称」は、①の業務所以外で麻薬取扱業務に従事する場合にのみ記入してください。（従たる施設の勤務がない場合は空欄としてください。）

③ 「許可又は免許の年月日」は、麻薬管理者・麻薬施用者にあつては医師等免許の番号、免許有効期間の開始日を記入してください。

④ 「欠格条項」は、該当事項がない場合は「なし」と記入してください。

※有効期限が切れた免許証は、令和 9 年 1 月 15 日までに返納届に添付して、各保健福祉事務所に提出してください。

令和8年麻薬年間報告、麻薬施用者・管理者免許継続申請等受付日程

受付 日	受付時間	地 区	受付場所
10/5 (月)	10:00～12:00 13:00～16:00	佐賀市(薬局等)、多久市	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
10/9 (金)	10:30～12:00 13:00～15:30	伊万里市、西松浦郡	伊万里保健福祉事務所 別館大会議室
10/16 (金)	10:30～12:00 13:00～15:30	唐津市、東松浦郡	唐津保健福祉事務所 2階大会議室
10/19 (月)	10:30～12:00 13:00～15:30	武雄市、杵島郡	杵藤保健福祉事務所 2階大会議室
10/21 (水)	10:30～12:00 13:00～15:30	鹿島市、嬉野市、藤津郡	杵藤農林事務所(鹿島新世紀センター)4階会議室
10/23 (金)	10:00～12:00 13:00～16:00	佐賀市(病院等)、小城市	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室
10/26 (月)	10:30～12:00 13:00～15:30	鳥栖市、三養基郡	鳥栖保健福祉事務所 別館 第1会議室
11/6 (金)	10:00～12:00 13:00～16:00	神埼市、神埼郡	佐賀中部保健福祉事務所 本館1階会議室

該当日時等に都合がつかない場合は、他地区での受付も可能です。

なお、佐賀中部保健福祉事務所の駐車場には限りがありますので、佐賀総合庁舎の駐車場もご利用ください。また、上記日程以外で麻薬年間報告を届け出られる場合は、薬務課へ事前連絡の上ご持参ください。